⑶　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（⑷に規定する場合に該当する場合を除く。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（⑷に規定する場合に該当する場合を除く。）にあつては、「⑼又は」を消すこと。

⑷　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項又は第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項又は第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑼又は⑿」とあるのは、「⑿－⒁」として記載すること。

9　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について租税特別措置法第66条の８第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限る。）について同法第68条の92第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限る。）にあつては、「⑾と⑳のうち少ない金額　㉑」とあるのは、「（⑾－⑯）と⑳のうち少ない金額　㉑」として記載すること。

10　「損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額　⑭×５％＋⑲×５％　㉓」の欄は、法第23条の２第１項に規定する外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）のうち、租税特別措置法第66条の８第２項若しくは第９項又は第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金の額に算入されない金額を記載すること。

11　「上記以外の配当に係る益金不算入額　⑭＋⑲　㉗」の欄は、外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除く。）のうち、租税特別措置法第66条の８第１項、第３項、第８項若しくは第10項又は第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項の規定により益金の額に算入されない金額の合計額を記載すること。

12　「㉓及び㉔に係る外国源泉税等の額　⑽又は$\left(⑽\times\frac{⑭+⑲}{⑼}\right)$　㉘」の欄は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「⑽又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「又は$\left(⑽\times\frac{⑭+⑲}{⑼}\right)$」を消すこと。

13　「請求権等勘案直接保有株式等の保有割合　㉙」の欄は、「⑵」の事業年度終了の時における租税特別措置法施行令第39条の19第２項（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）又は第39条の119第２項（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載すること。

14　「前期繰越額又は当期発生額　㉛」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）とする適格組織再編成（租税特別措置法第66条の８第６項に規定する適格組織再編成をいう。以下この号において同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七（三の七）付表一「６」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七（三の七）付表二「４」の欄の金額を記載すること。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第66条の６第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等の平成21年４月１日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法第66条の８第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は平成21年旧措置法第68条の92第１項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに平成21年改正法附則第44条第４項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号において「平成22年改正法」という。）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成22年旧措置法」という。）第66条の８第３項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第９項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により租税特別措置法第66条の８第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第４項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により平成22年旧措置法第68条の92第３項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第９項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により租税特別措置法第68条の92第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあつては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載すること。

15　内国法人が租税特別措置法第66条の９の４第１項から第３項まで若しくは第７項から第９項まで（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の４第１項から第３項まで若しくは第７項から第９項まで（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。